

長野市野生きのこの販売に関する指導要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、食品として販売される野生きのこに起因する食中毒の発生を未然に防止するため、野生きのこの販売について行う行政指導の指針に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 野生きのこ 山野等に自生するきのこをいう。
- (2) 野生きのこ販売場 農産物直売所、スーパーマーケット、仮設店舗等に設ける野生きのこを販売する売場をいう。
- (3) 販売者 自ら野生きのこを採取し、又は野生きのこを購入し、若しくは譲り受け、それらを直接消費者に販売する者をいう。
- (4) 鑑別責任者 野生きのこに関し十分な知識を有し、かつ、野生きのこの種類を鑑別することができる者をいう。

(鑑別責任者の選任)

第3 販売者は、野生きのこを食品として販売しようとするときは、鑑別責任者を選任しなければならない。

(販売の制限)

第4 販売者は、第3の規定により選任した鑑別責任者が人の健康を損なうおそれがないと鑑別した野生きのこでなければ、販売してはならない。

(野生きのこ販売場の開設の届出等)

第5 販売者は、野生きのこ販売場を開設しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した長野市野生きのこ販売場開設届出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 野生きのこ販売場の所在地、名称及び連絡先
- (2) 鑑別責任者の住所、氏名、生年月日及び連絡先
- (3) 販売する野生きのこの種類
- (4) 開設の予定年月日

2 市長は、前項の届出書を受理したときは、長野市野生きのこ販売場届出済証(以下「届出済証」という。)を交付するものとする。

3 販売者は、前項の届出済証の交付を受けたときは、野生きのこ販売場の見やすい場所に当該届出済証を掲示しなければならない。

(変更及び廃止の届出)

第6 販売者は、第5第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、長野市野生きのこ販売場開設届出事項変更届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 販売者は、野生きのこ販売場を廃止したときは、速やかに、長野市野生きのこ販売場廃止届出書(様式第3号)に第5第2項の届出済証を添えて市長に提出しなければならない。

(販売者又は鑑別責任者の遵守事項)

第7 販売者又は鑑別責任者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 販売者及び鑑別責任者は、市長が行う野生きのこに関する講習会を1年に1回受講すること。

(2) 鑑別責任者は野生きのこの種類の鑑別を慎重に行い、販売者は人の健康を損なうおそれがある野生きのこ又は種類が不明な野生きのこを販売する野生きのこから確実に排除すること。

(3) 販売者は、野生きのこ販売場に次に掲げる事項を野生きのこの種類ごとに表示すること。

ア 販売する野生きのこの種類

イ 摂取方法により人の健康を損なうおそれがある場合は、その内容

(報告)

第8 販売者は、販売した野生きのこによる健康被害等が発生したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(勧告)

第9 市長は、販売者又は鑑別責任者が第7に規定する事項を遵守していないと認めるときは、野生きのこの販売の中止を勧告することができる。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成24年3月16日長野市告示第112号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月27日長野市告示第650号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

様式第1号（第5関係）

長野市野生きのこ販売場開設届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

販売者 住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

野生きのこ販売場を開設したいので、長野市野生きのこの販売に関する指導要綱第5第1項の規定により届け出ます。

野生きのこ販売場	所在地	
	名 称	
	連 絡 先	電話番号
鑑 別 責 任 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	連 絡 先	電話番号
販売する野生きのこの種類		
開設の予定年月日		年 月 日

様式第2号（第6関係）

長野市野生きのこ販売場開設届出事項変更届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

販売者 住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり届出事項に変更がありましたので、長野市野生きのこの販売に関する指導要綱第6第1項の規定により届け出ます。

野生きのこ販売場	所在地		
	名称		
届出済証交付番号			
変更の内容	区分	変更前	変更後
	販売者の住所、氏名及び連絡先（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		
	野生きのこ販売場の名称及び連絡先		
	鑑別責任者の住所、氏名、生年月日及び連絡先		
	販売する野生きのこの種類		
変更の年月日		年	月 日

長野市野生きのこ販売場届出済証を添付してください。

様式第3号（第6関係）

長野市野生きのこ販売場廃止届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

販売者 住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり野生きのこ販売場を廃止したので、長野市野生きのこの販売に関する指導要綱第6第2項の規定により届け出ます。

野生きのこ販売場	所在地	
	名 称	
届 出 済 証 交 付 番 号		
廃 止 の 理 由		
廃 止 の 年 月 日		年 月 日

※ 長野市野生きのこ販売場届出済証を添付してください。